

みなし決議に関する理事会（公益財団法人岩手県文化振興事業団第49回理事会）
議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 公益財団法人岩手文化振興事業団役員及び評議員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程（以下「役員等給与等規程」という。）の一部改正の件

役員等給与等規程第3条第2項に「ただし、理事長に係る期末手当の額については、岩手県の特別職の職員の例により算定した額とする。」を加えること。（新旧対照表のとおり）

- (2) 理事長の期末手当の額の件

改正後の役員等給与等規程第3条第2項ただし書きに基づき、理事長の期末手当の額を以下のとおりとすること。

理事長の期末手当の額 期末手当基礎額に100分の167.5を乗じて得た額

- (3) 改正後の役員等給与規程の適用日

令和元年12月1日

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長 高橋嘉行

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和元年12月3日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条の規定により、理事会の決議があったものとみなされたので、これを証するためこの議事録を作成した。

令和元年12月3日

公益財団法人岩手県文化振興事業団
議事録作成者 理事長 高橋嘉行 ㊞